

静岡県立看護専門学校同窓会会則

(名称)

第1条 本会は静岡県立看護専門学校同窓会と称する。

(目的)

第2条 本会は会員相互の親睦と研鑽を図り、あわせて静岡県立看護専門学校（以下、「学校」という。）の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達するため次の事業を行う。

- (1) 同窓会名簿の管理
- (2) 会員の親睦及び研鑽のための事業
- (3) 学校の発展と充実のための協力
- (4) その他本会の目的を達するために必要な事業

(会員)

第4条 本会は正会員及び特別会員をもって組織する。

- (1) 正会員は学校の卒業生とする。
- (2) 特別会員は学校の職員又はかつて職員であったものとする。

(総会)

第5条 (1) 総会は前条に規定する会員をもって組織し、下記の事項を審議し、議決する。
(ア) 前年度の事業報告及び収支決算の承認
(イ) 当年度の事業計画及び収支予算の承認
(ウ) 会則の変更
(エ) その他会長が必要と認める事項
(2) 総会における定足数は、これを定めず、出席者（委任状により意思表示した者を含む。）の過半数をもって議決する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名（正会員）
- (2) 副会長 1名（正会員）
- (3) 幹事 各卒業年次各学科1名
- (4) 会計 1名（必要に応じて1名加えることができる。）
- (5) 監査 1名
- (6) 顧問 2名（学校長及び副校長とし、会長が委嘱した者を加えることができる。）

第7条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- (3) 幹事は各卒業年次の卒業生を代表し、会務の執行及び本会と会員間の連絡にあたる。
- (4) 会計は、本会の庶務・会計を担当する。
- (5) 監査は、本会の会計を監査する。

- (6) 顧問は、会長の諮問に応ずる。
- (7) 幹事以外の役員の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

(役員会)

- 第8条** (1) 役員会は会長、副会長、会計をもって構成し、会長が招集し議長にあたる。
- (2) 顧問及び幹事は役員会に出席し、意見を述べることができる。

(会計)

- 第9条** (1) 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。
- (2) 本会の正会員は終身会費として入会の際に2,000円を納付する。
- (3) 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

- 第10条** 本会の事務局は学校内におく。

(雑則)

- 第11条** この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は役員会が定める。

附 則

この会則は、昭和54年9月29日から施行する。

この会則は、令和7年2月1日から施行する。